令和元年度第2回

茨城県都市計画審議会議事録

日 時 令和元年12月24日(火)午後1時30分から

場 所 水戸市笠原町978番6

茨城県庁舎11階 1102共用会議室

- I 会議の日時及び場所
 - 1 日時 令和元年12月24日(火)午後1時30分から午後2時15分まで
 - 2 場所 水戸市笠原町978番6茨城県庁舎11階 1102共用会議室
- Ⅱ 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名 別記名簿のとおり
- Ⅲ 議題

別記付議案一覧のとおり

IV 委員の変更

関係行政機関の職員について関東農政局長の幸田淳委員に,関東運輸局長の吉田 晶子委員に委嘱したことが報告された。

V 議事

- 1 議事の公開 都計諮問第7号の公開が決定された。
- 2 議事録署名人の指名 議長から議事録署名人として松上委員と益子委員が指名された。
- 3 議案審議

都計諮問第7号 「行方市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市 計画上の支障の有無について」

【都計諮問第7号 「行方市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する 都市計画上の支障の有無について」】

○議 長

それでは、本日の審議を始めたいと思います。

都計諮問第7号につきまして,事務局から説明を願います。

○事務局

建築指導課でございます。よろしくお願いします。

それでは、都計諮問第7号 行方市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市 計画上の支障の有無についてご説明いたします。

お手元の付議案 1 ページ,図面 1 の 1 ,位置図, 1 の 2 ,土地利用計画図とあわせて,正面のスクリーンをご覧ください。

初めに、建築基準法第51条について説明いたします。

建築基準法第51条において、廃棄物処理施設などは、原則として、都市計画において敷

地の位置が決定しているものでなければ建築できないという規定となっております。しかし、本案件につきましては、都市計画において敷地の位置が決定されておりません。そのため、同条ただし書きの規定により、都市計画審議会の議を経て、特定行政庁である茨城県知事の許可が必要となるため、本審議会にお諮りするものでございます。

続いて、廃棄物処理施設の設置に必要な手続についてご説明いたします。

廃棄物処理施設の設置には、建築基準法第51条の許可のほか、廃掃法、廃棄物の処理及 び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設の設置許可を取得する必要がございます。

画面左手にあります建築基準法第51条は、敷地の位置に関する許可でございます。都市 計画マスタープランとの整合、土地利用計画との整合、都市計画施設との整合、市街地開 発事業との整合を踏まえ、都市計画上の支障の有無を問うものでございまして、特定行政 庁が都市計画審議会の議を経て許可を行うものでございます。

画面右手になります廃掃法の施設の設置許可については、施設の技術基準、周辺地域へ の環境影響などの基準への適合を問うものでございまして、知事が許可を行うものとなっ ております。

本日は、このうち建築基準法第51条ただし書きの許可のため、都市計画上の支障の有無 についてご審議いただくものでございます。

それでは初めに、計画の概要を説明いたします。

許可申請者は、有限会社ワークス、代表取締役渡邉昌彦でございます。

本日の許可申請の背景でございます。申請者は、平成14年に申請地である行方市麻生地内において、建築基準法第51条及び廃掃法の施設設置許可を取得し、木くず等の破砕及び発酵堆肥化を行う産業廃棄物中間処理施設を設置いたしました。

今回申請は、主に経年劣化した破砕機の入れかえのみを行うものでございまして、廃棄物処理施設にかかわる大きな変更等はございませんが、この入れかえに伴い、処理施設の能力が1.5倍を超えることから再許可が必要となるものでございます。

なお,この1.5倍という数値ですが、建築基準法施行令第130条の2の2において定められているものでございます。同条については、画面にお示ししますものでございまして、同条第6号イにより,処理能力が許可時の1.5倍を超えるものは許可が必要となっております。

次に, 事業の概要でございます。

本施設は、木くず等を破砕し、木チップとして販売するほか、破砕後のチップを発酵堆肥化し、販売する施設でございます。敷地内の処理施設は、今回入れかえを行う破砕機、処理能力、日量411トンのほかに、発酵堆肥化施設、処理能力、日量22トンがございます。処理を行う品目ですが、産業廃棄物として、敷地や道路の造成事業を行ったときに生じる木くず、一般廃棄物として草刈り等の維持管理業務により生じた剪定枝、草などがございます。

表の処理のうち四角で囲んだ部分、日量5トンを超える産業廃棄物(木くず)の破砕、 日量5トンを超えるごみ処理施設の3項目が、建築基準法第51条ただし書きの許可対象の 施設となります。

なお、このうち青で示します発酵堆肥化施設に係る部分につきましては、前回許可からの変更はなく、赤で示します破砕施設に係る部分が今回の許可の対象でございます。

それでは、本施設の位置についてご説明いたします。

県内における大まかな位置ですが、スクリーン左の赤色で示したところが申請地のある 行方市でございます。右手、拡大図の中の赤い丸が申請地であり、行方市の南西部に位置 しております。

続いて、画面及び付議案資料の1枚目、1の1ページをご覧ください。こちらは都市計画図でございます。

画面上が北になっております。申請地は,画面左手,赤色で示した部分になります。

旧麻生町中心市街地から北に約2キロメートルに位置しております。非線引き都市計画 区域となっており、用途地域の指定はございません。

申請地の北側300メートルほどの位置には、市の運営する最終処分場、環境美化センターが位置しております。

また、本施設はゴルフ場の一部となっておりまして、ゴルフ場より土地を借り受けて設置されております。敷地周辺はゴルフコースになっておりまして、廃掃法における周囲300メートルの施設の同意を取得はしておりますが、同意の対象となったものは、先ほどの環境美化センターと同敷地に隣接するシルバー人材派遣センターの2施設のみで、住宅等は300メートル圏内にはございません。

付近の主要な道路につきましては、申請地東側に南北に走る主要地方道水戸鉾田佐原線がございまして、これに交わり、南東から北西に延びる主要地方道水戸神栖線、また画面左手を南北に走る国道355号などがございます。

次に、申請地についてご説明いたします。

画面及び付議案資料2枚目,1の2ページの図面,土地利用計画図をご覧ください。

画面上が北となります。赤色の一点鎖線で囲んだ部分が今回の申請地であり、敷地面積は9,970.20平方メートルでございます。

敷地内には建築物は10棟ございまして、そのうちオレンジで示します休憩所は、今回増築予定の建築物でございます。それ以外は、全て既存の建築物となっております。

敷地内の建築物の延べ面積の合計は、2,076.29平方メートルでございます。

なお、増築予定の休憩所ですが、あくまで従業員の休憩のためのスペースとして用意されるもので、敷地内での廃棄物処理工程等に関連する施設ではございません。

今回入れ替えを行う破砕機については,画面右下の一時破砕棟に設置されております。 赤色斜線で示す部分でございます。

発酵堆肥化施設につきましては、画面に紫斜線で示します敷地中央部の一次発酵槽、画面上で(1)とされているもの、あと(2)とされているものです。それから二次発酵棟でございます。

敷地周囲には、前回許可時に計画された幅員 5 メートルの緑地帯、ネットフェンス、防 護壁等が現在も適切に設けられております。

次に、排水処理計画についてご説明いたします。

敷地内には、防塵及び堆肥化のために散水を行う程度であり、廃棄物の処理に関する排水は発生いたしません。

雨水につきましては、調整池で流量調整後、敷地外へと放流いたします。放流先は、隣接地であるゴルフ場で、そこを経由し、最終放流先は霞ヶ浦となります。

汚水・雑排水につきましては、管理事務所脇に設置した合併浄化槽で処理後、敷地内処理装置により処理いたします。

次に, 廃棄物の処理工程について説明いたします。

まず、搬入した木くず、剪定枝、草等は、管理事務所棟脇の台貫で計量いたしまして、 廃棄物ストックヤードへ仮置きされます。このとき、手作業により、混入物の除去や選別 等を行います。その後、一次破砕棟において破砕を行い、製造した木チップを水色で示し ます製品ストックヤードへ保管いたします。木チップとしてそのまま出荷するものにつき ましては、一次置場棟にストック、そこから搬出されます。

発酵堆肥化を行うものにつきましては、次の工程に進みます。破砕後の木チップを一次発酵棟に移し、発酵堆肥化を行います。一次発酵を終えたものは、一次発酵棟から随時搬出いたします。

一次発酵を終えたものの一部につきましては、二次粉砕、選別棟において二次破砕されます。その後、二次発酵棟において二次発酵を行い、これも製品として二次発酵棟から随時搬出されます。

また, 出荷先の要望によっては, 二次発酵後に二次粉砕, 選別棟に設置される選別機による粒度の調整などを行います。

次に、搬入搬出ルートについて説明いたします。

画面の上が北となります。スクリーンの左上,赤色で示したところが今回の申請地でございます。

事業地への搬入搬出につきましては、黄色い線で示します前面にある行方市道から主要地方道水戸鉾田佐原線を経由し、北側の主要地方道水戸神栖線に至るルートが主な経路となっております。

周辺交通への影響ですが、今回の増設による搬入出車両の増加分につきましては、194台と見込まれております。

運搬車両の通行時間帯は8時から17時,この時間帯の主要地方道水戸鉾田佐原線の交通量は,約3,600台となっております。現在,道路の混雑度は0.55と十分余裕のある状態でございますので、この194台による影響は十分小さいものと考えております。

次に、生活環境影響調査の結果について説明いたします。

調査項目は、大気質、騒音、振動、臭気、水質の5項目を選定しております。評価基準は、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、茨城県生活環境の保全に関する条例などの規制基準となっております。全ての項目で、予測値が評価基準以下であることが確認されております。

最後に,都市計画関係でございます。

本案件に関し、行方市の都市計画マスタープランにおいては、支障となる都市利用構想 等はございません。

また、今回許可に当たって、行方市長より、都市計画上支障がない旨の意見書が11月11 日付で提出されております。

都計諮問第7号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ○議 長

ありがとうございました。それでは、委員の皆様からのご質問、ご意見を承りたいと存

じます。

何かございますでしょうか。

A委員、お願いします。

○A委員

能力の増加ということで、受け入れ対応のほうというのは、やはり増える様相はございますでしょうか。

○議 長

お願いします。事務局。

○事務局

理屈の上では確かに受け入れの量は増えるということになりますが、今回の件の入れ替えに関しましては、もともと能力を増強するという目的ではなくて、機械の老朽化に伴う入れ替えという性質のものでございまして、今回の施設は、たまたま事業者が保有していた移動式の破砕機を、古くなった破砕機にかわってこの場に固定して設置したいと。その結果として、たまたま大きいものを持っていたというのが実態でございまして、現在のところ、大幅に受け入れを増やすという予定はございません。

○A委員

了解いたしました。

○議 長

ほかにご意見ございますでしょうか。

特に、ご意見、ご質問ないような案件だというふうにも感じますが、もし、ほかにご意 見がないようでございましたら、都市計画諮問の第7号につきましては、支障なしという ことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長

ありがとうございます。ご異議なしと認め、都計諮問の第7号につきましては支障なし といたします。

○議 長

以上で、本日付議された案件につきましての審議は終了といたします。

都計諮問第7号につきましては支障なしとして,本日付をもって知事に答申いたします。 ありがとうございました。

令和元年度第2回茨城県都市計画審議会 委員出席状況

組織	職名		氏	名	出欠
学識経験のある者	弁護士	望	月	直美	出席
	筑波大学教授	谷	П	守	出席
	茨城大学大学院教授	Щ	田	稔	出席
	一級建築士	中	﨑	妙 子	出席
	茨城県農業会議会長	葉	梨	衛	欠席
	茨城県商工会議所連合会 副会長	中	Ш	喜久治	出席
	茨城県バス協会会長	松	上	英一郎	出席
	筑波大学准教授	藤	井	さやか	欠席
	N P O 法人日本防災士会 女性防災推進局委員	益	子	さや子	出席
市町村長を 代表する者	笠間市長	Щ	П	伸樹	欠 席
	五霞町長	染	谷	森 雄	欠 席
県議会の議員	茨城県議会議員	西	條	昌 良	欠 席
	茨城県議会議員	飯	塚	秋 男	出席
	茨城県議会議員	細	谷	典幸	欠 席
	茨城県議会議員	Щ	津	隆	出席
	茨城県議会議員	石	井	邦 一	欠席
市町村の議 会の議長を 代表する者	水戸市議会議長	安	藏	栄	欠 席
関係行政機関の職員	関東農政局長	浅	Ш	京 子	代理 農村振興部 地方参事官 西村 裕二
	関東運輸局長	掛	江	浩一郎	代理 茨城運輸支局 首席運輸企画専門官 山下 明
	関東地方整備局長	石	原	康 弘	代理 常陸河川国道事務所副所長 桑原 智男
	茨城県教育委員会教育長	柴	原	宏一	代理 文化課長 市川 志保
	茨城県警察本部長	種	部	滋康	代理 交通規制課長 小森 正彦

令和元年度第2回茨城県都市計画審議会付議案件一覧表

諮問 番号	題名	決定 機関	計画内容
7	行方市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画 上の支障の有無について (建築基準法 第51条)	特定 行政庁 知事	行方市麻生地内 廃棄物処理施設 木くずの破砕及びごみ処理施設(破砕) 処理能力: 160 t /日 → 411 t/日 ごみ処理施設(発酵堆肥化) 処理能力: 22 t/日(既存)
	計 1 件		